

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり報告します。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	4.1 (25.0)	— (350.0)

- ※括弧内は、早期健全化基準
- ※実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「—」は、赤字額がないことを示します。
- ※将来負担比率の「—」は、数値がマイナスであることを示します。